

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会（第5回）

平成26年7月25日

【度会室長補佐】 それでは、ただいまから第5回ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会を開催いたします。

本日は、委員5名全員のご出席をいただいております。委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、事務局職員について異動がありましたので、ご紹介します。雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の課長、大隈でございます。

【大隈家庭福祉課長】 このたび7月11日付の異動で参りました、家庭福祉課長の大隈と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、これまでこの検討会で4回にわたりさまざま貴重なご意見をいただいております。感謝申し上げます。これまでの検討会の議論を踏まえて、今日は事務局で報告書の案を準備させていただいておりますので、報告書のとりまとめに向けた議論をいただければ大変ありがたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【度会室長補佐】 それでは議事に移りたいと思います。山崎座長、よろしくお願いいたします。

【山崎座長】 今日は全員の委員の皆様ご出席いただきました。今度の在宅就業支援の中で、特にこの事業の評価というのと、今後の在宅就業支援のあり方を検討するというのが、この委員会の趣旨でございます。さまざまな立場から、皆様の貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日のお配りしております資料の確認をしていただきまして、そこから始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

【度会室長補佐】 それでは、最初に資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、議事次第と資料「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会報告書(案)」でございます。資料の欠落等ございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、カメラの撮影は、ここまでとさせていただきます。傍聴される皆様におかれましては、傍聴時の注意事項の遵守をよろしくお願いいたします。

【山崎座長】 いつも最初に、今日の進め方を皆様のご了解を得るところなのですが、本日、報告書のとりまとめの議論ということに議題を集中させていただきたいと思っております。それで、最初に事務局からご説明をいただきまして、ご説明を踏まえまして、皆様からご意見をいただくという形にしたいと思いますが、全体で25分ぐらいですか。できるだけ議論の時間を長くしたいと思いますので、最初に報告の案を説明していただくところから始めたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

【度会室長補佐】 それでは、資料の「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会報告書(案)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の評価と今後の在宅就業支援の在り方について」という報告書案の内容を説明させていただきます。

めくっていただきまして、まず目次は飛ばさせていただきますが、1ページに「はじめに」としてあります。ひとり親家庭の在宅就業支援について、平成21年度補正予算において、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業が設けられたということを、まず1段落目に書いております。

次の2段落目ですが、一方、在宅就業支援事業については、ひとり親家庭の支援策のあり方を検討しました、社会保障審議会児童部会の専門委員会の間まとめにおいて、費用対効果の面からも検証が必要であることなどの指摘もあることから、在宅就業支援に係る検証について検討が必要であるという指摘がされた。

3段落目ですが、こうした状況を踏まえ、在宅就業支援事業を検証・評価するとともに、ひとり親家庭に対する在宅就業の必要性や、今後の在宅就業支援の方向性などを検討し、施策に反映することを目的に、この検討会が設置されたという形でまとめております。

2ページに移りますが、2ページ目は評価検討会の構成員の名簿、それから審議経過という形でまとめております。

3ページに移りまして、第1章ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の経緯と基本的な考え方、この章の中で、この事業の取り組み方の考え方等をまとめております。1つ目の丸ですが、在宅就業支援事業が安心子ども基金の特別対策事業として創設されたこと、それから、在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることを目的に実施されたという内容になっております。

2つ目の丸が、事業の実施主体について、都道府県または市となっておりますが、実際の事業の実施は委託を受けた民間団体が行ったという形で、そのポンチ絵を記しておりま

す。

3つ目の丸ですが、事業の実施方法についてですけれども、実施基準が定められていたこと。それから対象者については、基本的にひとり親とし、その上で、地域の実情に応じて寡婦、障害者または高齢者も対象とすることも可能としていたこと。実施方法については、ITを用いる場合と、ITを用いない場合のいずれも可としていたこと。それから、事業の実施期間を通じて在宅就業として運営を軌道に乗せ、事業終了後は地方自治体の事業、あるいは事業の委託先となった実施団体の事業として、在宅就業が一定程度継続することが見込まれるものでなければならぬとされていたとなっております。

4つ目の丸ですけれども、在宅業務の実践の方法として、「業務の開拓」、「参加者の能力開発」、4ページに移りますが、「業務処理の円滑な遂行を確保する仕組み」の一体的取組ということで、その概要を1枚のポンチ絵でまとめたものをあらわしております。

4ページの最後の丸ですが、事業の実施期限については平成25年度末とされておりますが、脚注で留意事項が書かれております。

次に5ページの第2章、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の検証・評価についてという形になります。この章では、事業の実施状況を踏まえて、その事業の検証・評価という形でまとめております。検証・評価につきましては、主に平成25年3月31日までに事業を終了した21地方自治体、24事業の実施状況を分析したという形になっております。

1の事業の実施状況ですが、(1)対象者につきまして、1つ目の丸で募集人員それから応募人員、そして訓練に参加した人員を記載しております。2つ目の丸が、応募者及び訓練参加者の内訳をあらわしております、応募者、訓練参加者のうち、母子家庭が多かったという形になっております。

(2)の事業実施者ですが、まず1つ目の丸で事業実施者の内訳として業種別に記載しまして、業種としては人材派遣やITに関係する事業者が多かったという形になります。

2つ目の丸ですが、事業実施者別に見た在宅就業に従事した者の平均収入月額を記載しております。

6ページに移りまして、5ページのまとめとしまして、IT関係など同種の事業者や、同様な在宅業務であっても、在宅就業による平均収入月額にばらつきが見られたとなっております。

6ページの1つ目の丸ですが、在宅就業者の平均収入月額が高かった事業実施者につきまして、業務開拓のための専任者の配置や、自治体や地域の企業への事業説明、業務開拓

のための訪問など、積極的に取り組んでいたこと。それから、参加者や在宅業務に従事する者への相談支援といったきめ細かな支援が行われていたといった状況をあらわしております。

(3)の参加者の能力開発ですが、まず参加者の能力開発について、1つ目の丸で訓練期間についてあらわしております。2つ目の丸は、平均収入月額別に訓練期間を見た場合に、平均収入月額5万円以上であった場合の訓練期間が最短5月、最長12月、それから平均収入月額5,000以下であった事業の訓練期間が、最短12月、最長18月であり、訓練期間が長ければ平均収入月額が高くなるという関係にはなかったということ。

それから次に、訓練期間と訓練内容の関係に関して、在宅就業による平均収入月額が5万円以上であった事例を見た場合に、訓練期間が最短の5月であった事例の訓練内容を見ると、基礎訓練がWord、Excelなどの中級講座、応用訓練はHTML言語、それからOJTでのホームページの改修となっており、OJTでの業務のイメージをきちんと持った上で基礎訓練の時点で既に高いレベルの講座を行うものであったこと。

他方、多くの場合は基礎訓練でパソコンの入力基礎など、初級者を対象とした訓練を6月前後行い、その後応用訓練を行っていたという内容になっております。

7ページに移りますが、1つ目の丸ですけれども、訓練の実施方法についてですが、ほとんどの場合はeラーニングを用いた在宅訓練と集合訓練を組み合わせて実施していたこと。それから集合訓練については、土日や平日の夜間など、参加者が受講しやすい工夫も行われていたといった内容になっております。

2つ目ですが、関係者からのヒアリングでは、集合訓練の際に参加者のコミュニケーションやネットワークが生まれ、就業に向けた意欲が強くなったという事例の紹介が行われたということです。

3つ目の丸ですが、訓練開始から終了までの状況を見た場合の、基礎訓練を開始した参加者に対して、基礎訓練を終了して応用訓練に進んだ者、そして応用訓練を終了した者の人数をあらわしております。

4つ目の丸ですが、応用訓練を終了した者のうち、在宅業務に従事した者の数をあらわしています。

5つ目は、これはなお書きになっておりますが、訓練を終了し就職した事例では、在宅業務に特化した形で参加者の能力開発を行うものではなく、コールセンター業務への就職のための訓練を実施することで多くが就職した例もあったといった、1つの事例をあらわ

しております。

(4)の事業に要した費用などですが、1つ目の丸ですが、24事業に要した費用が総事業費55.9億円となっていたこと。それから各事業に要した費用について、①訓練を開始した者の数、②訓練を終了した者の数で除して得られた1人当たりの費用をあらわしております。8ページに移っておりますが、8ページの丸ですが、24事業において、在宅業務に従事する者の平均収入月額が1万6,367円となっていたこと。また、在宅業務に従事する者の平均収入月額を見ると、次表のとおり月額5,000以下の者が全体の59.3%を占めていたといった今回の実施結果をあらわしております。

次に9ページに移りまして、事業の検証・評価になりますが、1つ目の丸が、在宅就業支援事業については、事業の基本的な考え方からもわかるように、在宅業務を営む形態を希望するひとり親等に対する支援が想定され、そのための事業が行われ、事業の趣旨は有意義なものとなっていたといえるということ。

2つ目は、本事業に参加した者は、ひとり親が9割であり、子どもの養育と生計の維持をひとりで担わなければならないひとり親家庭、特に母子家庭には一定のニーズがあったと考えられること。なお書きですが、乳児や障害児の養育、自身の病気などにより外に働きに出ることができない場合、あるいは通勤が困難な場合などには、有効な働き方の1つとして強いニーズがあるのではないかとの意見があったということで、前回の委員会の中でニーズという言葉がありましたが、今回この報告書の中ではニーズという形で書かせていただいております。

3つ目の丸ですが、事業実施者についての検証としまして、業務開拓や参加者の能力開発等の能力や実力の差があり、事業の成果にも影響を与えているということ。それから、事業を実施する上での具体的な数値目標を持ち、それに基づいて事業を実施したかによっても、事業の成果に影響を与えたものと考えられるとしております。

それから4つ目の丸ですが、平均収入月額が高かった事業実施者においては、業務開拓の専任者を配置し、自治体や地域の企業への事業説明等に取り組んでおり、事業実施者の業務開拓能力によっても平均収入月額に差が生じたということができるといえる形になります。

5つ目の丸ですが、平均収入月額が高かった事業実施者においては、参加者のニーズや訓練の内容を踏まえ、訓練参加者や訓練終了後の在宅就業者に対するきめ細かい相談支援を行っていた。こうした取組は評価できるという形でまとめております。

最後の丸ですけれども、相談支援については、訓練に参加するひとり親にeラーニングだけでパソコンのスキルを上げるのは難しいということで、寄り添い型や伴走型の支援が必要であり、その際に母子自立支援員や就業支援専門員などとの連携も必要との意見があったという形でまとめております。

次に10ページですが、参加者の能力開発について、まとめております。参加者の能力開発については、基礎訓練でパソコンの入力基礎など初級者を対象とした訓練を6月前後行い、その後、応用訓練でデータ入力など、実際の在宅業務を訓練として6月から12月行う事例が多く見られたが、訓練期間が5月と短いものでも、在宅就業による収入が高く成果を上げているものがあり、その場合には、応用訓練におけるOJTでの業務のイメージをきちんと持った上で、基礎訓練においてWord中級講座やExcel中級講座の中級程度以上の内容から行うなど、参加者について一定のレベルにある者を求めている。業務の成果を上げることを第一義に考えると、当初から参加者のレベルを一定のものとするのが効率的であったものと考えられるとまとめております。

2つ目の丸ですが、基礎訓練から応用訓練に進んだ者の割合、それから応用訓練を終了した者の割合、在宅就業に従事した者の割合を見ると、いずれも十分なものとは言いがたかった。こうした結果の原因を明確に特定することは困難であったが、次のことが考えられるという形で、これまで意見が出た内容を、確定しない形なのですけれども、事例として4点挙げさせていただいている形になります。

それから3つ目の丸ですが、参加者の能力開発においては、就職へつなげるための訓練に特化して取り組んだことにより、参加者のスキルを引き上げ、就職の成果を上げた事例があり、就業や転職を希望するひとり親に対する就職の支援となっていたが、在宅就業支援事業が意図するものではなかったという形でまとめております。

4つ目の丸ですが、本事業が無理なダブルワークの解消につながるレベルの収入が得られる在宅業務、または生活の維持や将来の教育費支出等に備えるレベルの収入が得られる在宅業務を開拓し、事業終了後も一定程度同じレベルの収入が就業により継続されるものを想定していたが、24事業の実施状況では、総じて想定していたような成果を上げていない結果となったということ。

それから11ページに移りまして、また、事業実施に要した参加者1人当たりの費用に照らし、訓練を終了した者の収入状況等を見た場合には、費用対効果が低く、本事業をこのままの形で継続していくことは妥当ではないと考えられたという形で、在宅就業支援事

業の評価という形でまとめております。

次に12ページに移りますが、第3章として、今後の在宅就業支援の在り方についてということで、この検証・評価を踏まえた上で、今後の在宅就業支援の在り方について以下のとおりにまとめたという形にしております。

1つ目の在宅就業支援の必要性についてですが、在宅就業支援事業については、費用対効果の低いものとなった一方で、在宅業務自体については、ひとり親にとって無理なダブルワークの解消や、子どもの将来の教育費など貯蓄にあてるための収入を得る場合などには有効な働き方の1つとなることが想定され、また、乳児や障害児の養育、自身の病気などにより外に働きに出ることができない場合、通勤が困難な場合などは、有効な働き方の1つとして強いニーズがあると考えられる。

2つ目ですが、また、在宅就業による経験や、そのための能力開発の機会の提供によっては、特に女性のキャリアを中断させることなく再就職や安定的な雇用につなげることが可能となることが想定される。

3つ目ですが、こうしたことは、在宅就業支援事業において成果を上げたと評価できる一部の事例の存在により、運営のやり方次第で在宅就業支援を引き続き行う価値があることの根拠となっているといえるという形でまとめております。

4つ目の丸ですが、ひとり親家庭の多くは就業しているが、特に母子家庭の母親ではパート・アルバイトなどの非正規雇用の割合が高いこと、それから就労収入が少ないという状況にあるということ踏まえまして、このような状況において、母子家庭の母親への就業支援を進めていくことは重要であり、その1つとして、上記のようなメリットが想定される在宅就業についても、就業機会の増大なキャリア形成、能力開発機会の提供といった支援策を講じていく必要があるとまとめております。

次に13ページの2. 今後の在宅就業支援の方向性についてですが、在宅就業支援事業自体は費用対効果が低く、現事業をそのまま継続することは妥当ではないが、これまでに事業実施者等において取り組まれた内容、在宅就業を支援するためのノウハウを蓄積したところであり、今後の施策を展開するに当たって、これらを有効に活用するとともに、以下の課題等を踏まえた支援策を実施すべきであるという形で、13ページから15ページにかけて、4つの段落でその課題等をまとめております。

まず1つ目の(1)の事業の計画的な実施については、在宅就業支援事業では、在宅就業による収入などについて想定した成果が上がっていない結果となったが、今後の支援策

の実施に当たっては、事業の実施に際して具体的な数値目標を設定した上で、その達成のためにどのような方法をとるかなど、あらかじめ十分検討した上で実施することを徹底する必要があるという形になります。

次、(2)の事業実施者についてですが、1つ目の丸で、在宅就業支援を効果的に実施するためには、在宅就業支援事業において成果を上げた事業実施者のように、在宅就業者と発注元の事業者の間に立って、仕事の受注、在宅就業者への分配などを行うとともに、必要な訓練の提供やひとり親のキャリア形成という視点に立った相談支援を実施することが必要である。このために事業実施者の選定に際しては、業務経験などを踏まえ、業務開拓と業務処理、相談支援に関し秀でた事業者を選定する必要があるとしております。

13ページの3つ目の丸ですけれども、ひとり親家庭が抱えるさまざまな問題や、DVによる孤立の問題などに理解を示し、きめ細かな支援が可能な事業実施者を選定することも必要であるということ。さらに、地域の母子自立支援員や就業支援専門員などと連携し、そのひとり親家庭が必要な支援を受けられるように配慮することができる能力も必要であること。

それから、14ページに入っておりますが、在宅就業支援事業では、事業終了後は地方自治体または事業実施者の独自の事業として実施していくことが求められていたが、事業実施者がひとり親家庭への在宅就業に関し、継続した支援が実施できるようにするためには、業務開拓や業務処理、相談支援等にあてる費用は、ひとり親家庭の就労支援として、その費用の一部を補助する仕組みを検討する必要があるとまとめております。

次に(3)の在宅就業を希望する者の能力開発についてですが、1つ目の丸ですけれども、在宅就業支援事業における訓練では、その内容がパソコン入力の基礎など初級者を対象としたものが多く見られたが、出口となる就業内容のイメージを念頭に置いた上で、どういったレベルの者に対して訓練を行い、その上でどのような就業支援を行っていくのかということを明確にすることが必要であること。そのためには、参加者が事業の目的を十分理解し、自らのスキルを認識した上で、就業への意欲を有する者に絞って選定することや、事業の目標を設定し、その目標を所期の期間内に達成できるような一定のレベルに達している者を対象に実施することも有効であるとした上で、その次の丸ですけれども、なお、一定レベルに達している者を対象とするためには、例えばコンピューター系の専門学校の試験に合格できるようなレベルの者を対象にすることや、職業訓練や教育訓練給付金等の活用、母子家庭等就業・自立支援センターの講習会の受講などにより、一定のスキル

を身につけている者を対象とすることが考えられるとしております。

次の丸ですけれども、在宅就業のための訓練については、情報処理などの能力開発に加えて、自らの受託業務の管理など、在宅就業のノウハウなどについて教えるコースも必要であること。

それから、また、例えば集合訓練についての受講しやすい時間を設定することや、参加者間のネットワークの形成、情報交換などについてまとめております。

次に15ページですが、1つ目の丸で、在宅就業支援事業における訓練期間中の訓練手当の給付についてですが、結果として就業できず、訓練手当を受けたのみになった者もいたということ踏まえまして、今後、訓練手当を支給する場合には、費用対効果について視野に入れた上で、その支給の在り方について検討する必要があるとしております。

次の丸ですが、なお、能力開発については、在宅就業に限らず、ひとり親家庭への就業支援として重要であるが、ひとり親家庭の親の中には、中学校卒業や高校中退という学歴により、安定した職業につくことが困難である者が多いということ踏まえまして、在宅就業に必要な能力開発に加え、こうしたひとり親への学び直しの支援策についても検討することが必要であるとしております。

(4) ひとり親家庭の在宅就業への発注に関する奨励等ですが、在宅就業は、現在の労働市場の環境では、仕事自体の確保が困難であることや、単価が安く収入が低いなどの課題がある。こうした状況の中で、在宅就業に従事するひとり親家庭に適切な仕事が回せるようにすることが必要であるとした上で、次の丸ですけれども、このため、国や地方自治体には仕事を優先的、積極的に発注していく姿勢が求められるほか、ひとり親家庭の在宅就業支援を実施する事業実施者を広く周知し、企業等が発注を行う際の参考にできるようにする工夫が必要であること。

次の丸ですが、また、発注元となる企業等に対して、ひとり親家庭の在宅就業支援のために発注することに関して、インセンティブを与えるような仕組みを検討する必要があるとしております。

次に16ページですが、最後「おわりに」という形で、この検討会のまとめをしております。本検討会では、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の検証・評価を行った。事業自体については、費用対効果を踏まえた上で、厳しい評価となったが、本事業の目的や趣旨等は意義あるものであり、また本事業によって、事業実施者等の運営の方法次第で、在宅就業を希望するひとり親家庭への支援に一定の成果を上げられたといえる。

本報告では、こうした実績も踏まえ、今後のひとり親家庭の在宅就業支援の在り方について検討し、その方向性についてまとめた。この報告で示した内容については、今後、厚生労働省においてさらに検討を深め、必要な支援策が講じられることを期待したいという形で最後まとめております。

以上が報告書案の内容になります。よろしくお願いいたします。

【山崎座長】 ありがとうございます。

それでは、皆様からご意見をいただきたいと思います。

【周委員】 どうもありがとうございました。短い期間で、第1回から第4回まで、たくさん論点をまとめていただきまして、私は大したものだと思います。1回目から4回目までは私たちの議論は、この事業はどのような実施状況にあつて、うまくいかなかった理由は何なのか、それから成功した事例は、どういった特徴があつたのか、今後の方向性について、この4つのポイントについて主に議論してきたのです。議論のポイントは、順番がばらばらなのですが、大抵入れていただいているものだと思います。

私のコメントは、細かいところになってしまうのですが、2点あります。1つ目は、5ページなのですが、一番下の段落に、事業実施者の在宅就業に従事した者の平均収入月額の分布が書かれているのですが、ここはできれば図表の形にしたほうが読みやすいということが1点目です。

2点目なのですが、9ページの第2段落、事業の検証と評価のところなのですが、本事業に参加した者は、ひとり親は約9割を占め、子どもの養育と生計の維持をひとりで担わなければならないひとり親家庭、特に母子家庭には一定のニーズがあつたという説明があつたのですが、ここにはロジカルな問題があると思うのです。なぜならば、そもそもこの事業は、主に母子家庭とか父子家庭、ひとり親を対象に募集していますので、結果としては参加者のほとんどはひとり親というのは当たり前のことで、これでニーズがあつたというような結論には結びつけないのです。

これを言おうとするのであれば、応募者の数がかかなりあつたことを強調するというほうがよろしいのではないかと。例えば募集者の何倍ぐらい、先ほどちらっと数字を見たのですが、2.8倍ぐらいの応募人数がありましたと、それをもって一定のニーズがあつたことを説明するならば、納得できるかなと思います。

以上です。

【山崎座長】 図にしたらどうか。最初のところは、図表にかえたほうがいい。次のと

ころは、この表現を今のような形にしたほうが無理がないのではないかという趣旨から考えると、ということですね。いかがですか。

【山重委員】 どうもありがとうございます。私もおおむね私たちの議論をよくまとめていただいた、いい報告書になっているのではないかと考えています。

ただ、もう少しだけ改善の余地がある気がしますので、それについてアイデアだけ共有させていただいて、ご検討いただければと考えています。

まず、9ページのところなのですが、先ほど周委員から、ばらばらだけれどというコメントがあったのですが、私も同じように感じていて、もう少し整理した形で、検証・評価のところが出せないかと考えています。大きく分けると、全体的な評価というのが1つ挙げられていて、もう1つが、全体としては11ページの結論にあるように、費用対効果が低く、このままの形で継続していくことは妥当でないというのが全体的な評価だと思うのですが、その一方で、この事業から学んだことがいろいろあるということで、そのことも評価していると感じていますし、それを報告書の中に出すことは大事ではないかと考えています。

大きく分けると、全体的な評価と、それから2番目にグッドプラクティスといいますか、成功事例といいますか、そういったことから学べるものが、もう1つ要素として入っていると思うのです。例えば、9ページで上から見ていくと、最初の3つは、おそらく全体的な評価にかかわるもので、その次の3つが、グッドプラクティスの中に見られるいい点の評価ではないかと考えています。

全部をもう1回そのような形で整理し直して、全体的な評価を最初に持ってきていただいて、それからこの事業の中で学べたこと、今後に生かせることを後半にまとめるようなスタイルにさせていただくほうが、今回の事業の評価としてはいいのではないかという気がします。

例えば11ページで、このまま継続していくことは妥当でないと、何かマイナスの方向で終わるよりは、むしろ今回の事業を通してこのようところがよかったので次に生かしたほうがいいという形でまとめたほうが、個人的にはいいのではないかと思いますので、この点を、9ページから11ページをもう少し整理してまとめていただければ、もっと私たちの議論が全体に伝わるのではないかと感じました。

あと2点。2点のうち、1つは細かいところなのですが、まず15ページの(4)の、ひとり親家庭の在宅就業への発注に関する奨励等というところなのですが、特

にヒアリングを通じて感じたのは、ひとり親家庭の在宅就業でも、就業でも、そういう人々をサポートしたいと思う人たちがやっているところが、すごくうまくいっているという感じがするのです。ですから、事業者がこうすべきだという感じではなくて、むしろ在宅就業の発注をしてくれるような事業者を増やしていく、サポーターを増やしていくことが決め手になっていくのではないかと感じました。

ですから、例えば株式会社においても、社会貢献としてひとり親を支援するような取組を行う、その1つとして発注するといったことが考えられると思いますし、あるいはNPOのような団体がひとり親への支援をしたいということで、この事業に積極的に関わってくださると、発注も増えていくという気がしています。

もちろん国や自治体も、支援が必要なひとり親の人たちに対して発注していくことが望まれるということでは、ここの書きぶりなのですけれども、もう少しひとり親支援を社会的責任の1つとして、あるいは個人的な支援の気持ちとしてサポートするような事業者を増やしていくということが、発注を増やしていくことにつながるのではないかというニュアンスを入れていただけるといいなというのが2番目のコメントです。

最後、大きなコメントになるのですけれども、ひとり親の就業支援として在宅就業というのにフォーカスを当てた報告書になっていて、これ自身は、そうあるべきだと思うのですけれども、実はこの検討会で私自身が学んだことは、ひとり親の就業支援全体を考えてみたときに、今回の在宅就業支援の事業が示唆することがたくさんあったような気がするのです。

ひとり親の就業支援と大きな枠組みでもう1回振り返ったときに、今回の事業が示唆するものがいろいろあったような気がするのです、これを最後に、15ページの(4)の次ぐらいに入れていただけるといいのではないかという気がしました。ひとり親就業支援全体の在り方について、今回の事業が示唆することを検討していただければいいなという気持ちです。

具体的にどのようなことを私自身が学んだかということ、まず1つは、就業の機会を具体的に提供できる事業者に協力してもらって、それで訓練を行うことが有効なのではないかという気がしました。どこかのヒアリングの1つのところだったのですけれども、具体的な就業の機会があって、その人たちの支援を受けながら教育訓練をするということで、在宅就業ではなかったのですけれども、就業につながる道筋が見えてきたということをおっしゃっていて、それはすごく大事だと思いました。

単なる訓練と就職を別々にするのではなく、一体的に取り組んでもらうような事業者に補助を与えて行政的に支援することが有効なのではないか。これは在宅もそうなのですけれども、在宅以外でも当たっていることではないかと思うので、これが1つ学んだことでした。

それから2番目が、今回の事業の特色が、訓練手当が出ていたことではないかと思っています。今までも高等な技能の部分に関しては訓練手当があったと思うのですけれども、それ以外の基礎的なトレーニングの部分については、あまりなかったと私自身は認知していて、ただ、このような訓練手当があることで、ダブルワークをしているようなお母さんたちに来てもらうことができるようになったことが、すごく印象的でした。

そもそもダブルワークしなければいけない人たちが、このような訓練の機会に出てくるかという、出てくるぐらいだったら仕事をするほうがいいわけですから、なかなか来てもらえないわけです。そうすると、訓練を受けることで手当が出るということが、訓練の機会を受けることにつながっているのだということがわかって、ダブルワークではない方においても、特に所得の低い人たちがこのような訓練を受ける、特に中卒、高卒の方々の就業支援が大事だという話もあったと思うのですけれども、そのような方々に来てもらうためにも、一定の訓練手当を出すのが、私の言葉では支援が必要な人たちにリーチアウトするために、そのような人たちに来てもらうために役立ったというところは、ぜひこれからも就業支援の一般的な訓練の枠組みの中でも、生かしていただければいいのではないかと思います。

それから、もう1つが、報告書の中でもあったのですけれども、ネットワークづくり。ひとり親の方々のネットワークをつくるのが就業意欲の高まりや、就業機会の拡大につながっていること。それから事業者においても寄り添い型で、半ズボンのような形で丁寧に支援していくことが、特にスキルの低い方々の就業支援において大事だということも、今回学んだことでした。そういったことも、在宅就業だけではなくて、ひとり親の就業支援の中で生かせるような仕組みをつくってもらえたらいいなと思っています。

今までの話を総合すると、例えば各自治体に1つである必要はないのですけれども、各自治体の中にひとり親の人たちの就業支援を行うような事業者がいて、その事業者は在宅それから一般的な就業の機会を持っていらっしゃる方々と密接に連携しながら、就業支援の事業をやっていく。その中で、ネットワークをつくるような、一緒に集まって訓練する機会をつくるのか、給付を行ってぜひ来てもらえるようにするか、それからあとは寄り添

い型のハンズオンでの訓練をすとか、そういったことをパッケージで取り組んでいらっしゃるような事業者さんたちに支援をしてもらおう。その中で、もちろん在宅の就業の機会を希望していらっしゃる方々にも支援ができるような事業者を選定して、やっていただけるといいなと感じました。

最後にもう1つ、これは入れるほうがいいのか、入れないほうがいいのかよくわからないのですけれども、最初に申し上げたことで、そもそもダブルワークをしなくて済むような補助制度というか、給付制度を考えるべきではないかと感じています。無理やりダブルワークをするために在宅でやってもらうような機会をするというよりは、もう少しシンプルに、昼間8時間労働することで、ひとり親であっても十分な貯蓄なりができるような支援制度にしたほうがいいのではないかと考えていて、具体的には負の所得税のような助成制度を、ひとり親の働いて頑張っているお母さん方にも提供することが、ほんとうが一番いいのではないかという気がします。

ダブルワークを減らすことが目的であるとすれば、無理やり在宅での就業支援をするよりは、負の所得税のような助成制度で支援することもいいのではないかと考えました。ただ、今回の趣旨に外れているかもしれないので、参考までにということだけで聞いていただければいいと思うのですけれども、全体として今回の事業がひとり親の就業支援に示唆することがたくさんあると思うので、在宅就業というところにフォーカスを当てるのは、そのとおりだと思うのですけれども、最後に全体を見渡したときに、ひとり親の就業支援が目的で、これが出てきていると思いますので、最初の目的に返って学べることをいろいろ議論したことがあると思いますので、それも入れていただけるといいなと思いました。

すみません、長々となりました。よろしくお願ひします。

【山崎座長】 大変示唆に富んだといひますか、たくさんやりました事業とぴったり合ってしまった。ここをやれば、こうなると私がやった実験と、先生のご意見がぴったり合って、なるほど、やればこうなるといひことの限界とか出していただいたといひます。

ほかにかがですか。

【小豆川委員】 大変短い期間で多様な視点を盛り込んでいただいて、ほんとうにありがとうございます。

もう既にお二人の先生方からご指摘があったかと思ひますけれども、気がついたところを申し上げます。6ページなのですが、参加者の能力開発のところ、丸の2つ目で、平均収入月額別に訓練期間を見ているのですけれども、訓練期間が長ければ平均収入月額が

高くなるという関係はなかったと結論をしていらっしゃるのですけれど、ここにある前提としましては、訓練は長いほど収入は上がるのではないかということがあったのかどうかということと、ここで終わってしまっているのも、いろいろな背景情報で何かこちらに結論づけられるものがあれば、教えていただきたいというのが1つでございます。

【山崎座長】 これは別のところで書いてありますね。そのことについて触れています。

そこ1点ですか。ほかにありますか。

【小豆川委員】 では、ほかに。この事業をうまく全体的に効果を上げていくためには、大きな視点としては2つあると思っております、まず事業者の役割、そして個人のスキルの状況の把握ということなのですが、事業者につきましては、最後のほうに書かれていますように、業務開拓を行って能力開発を行い、そして業務処理を円滑に遂行できるということで、まずそちらのほうで、できるかできないかという選定の評価基準をきちんと踏まえながら業者を選定し、そして実際にそれが行われているかどうかということ、ある程度の評価、把握をする必要があるというのが、まず1つあると思います。

これまであまりデータには取られていなかったのですが、参加者の個人のスキルに関しましても、最初の段階でどれぐらいあるのかということと、スキル面と、それから意欲面、そういった形で評価をし、それに応じた形で訓練を行っていくことが必要かと思っております。

そのあたりについては、例えば10ページの上のほうに、参加者の能力開発について記載がされているのですが、こちらではうまくいっているケースとしてWordの中級講座とかExcel中級講座の中程度以上などと、ある程度レベルの高い方の記述がされているのですけれども、高めのところにはフォーカスをすることが果たしていいかどうかという側面もあります。どちらかというと、評価をしてレベル分けを行って、そのカテゴリーの方々に適した訓練を行って、少しでもエンプロイアビリティ、収入を上げていく施策が重要になってくる感じもしますので、あまり高度な人ばかり集めるというようなニュアンスだと、全体の保護的な色彩も含んでいるこの事業の趣旨から少し外れるのかなという感じもしますので、多分記述のお話かと思っておりますが、そう感じました。

あとは、最後のほうなのですけれども、15ページにいろいろな先生のご指摘もありましたように、個人のインセンティブについて幾つかご意見がありました。例えば訓練手当を支給する場合には、費用対効果について視野に入れた上で支給の在り方について検討する必要があるということで、前回の意見の中では、例えば成功報酬のような形で、ある程度就業する機会を獲得するということで、できた人にはインセンティブ支給をやるとい

うような具体的な話もあったのですが、結構マイルドになっているので、具体的な提案ということでは、もう少しその辺を強めたほうがいいのかという感じがしました。

あとは、就業機会の提供をしながらトレーニングをするという意味では、トレーニング内容に関しましても具体的に発注している業務などを盛り込みながら、実践的な教育という視点を強く入れていく必要があるのではないかと考えていまして、単純に標準的なテキストに基づくトレーニングではなくて、具体的なケーススタディーなどに基づいた就業のメニューに直結するような訓練も大事になってくるのかなという感じがしました。

以上でございます。

【山崎座長】 ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただきました。

もう一方、新保先生に言っていただいた後で事務局とのやりとりをいたします。

【新保委員】 それぞれの先生、ご意見ごもつともで、そのとおりでと思います。その上で、私からは4点、記述していただいている内容についてのことを含めてお話しさせていただきますと思います。

1つは、今回の検証事業における、私たちが苦しいけれども言わなければいけないことが、まず1点としてあります。これは訓練手当に関する事だと思えます。訓練手当と、かかった経費に関する事を両方計算すると、今回の資料でお示しいただくと、費用が平均274万6,000円かかり、月収が1万6,367円ということで、単純に計算すると回収に14年かかることとなります。14年かかるということについては、今回記述していただいているのですが、費用対効果という点について視野に入れた上で考えなければいけないという視点は、報告書の中で書かなければいけないのだろうと思えます。このことは、ほかのメンバーの方も共通していると思えますので、これは書くべきことなのだろうと思えます。

ただ、とても残念な結果であったと思えますし、きっかけとして訓練手当という形式をとるという考え方は、とてもすてきな発想だったと思えます。ただ、結果として、今回はそのような評価をせざるを得ないと思えます。

2つ目として、報告書の14ページから15ページを見せていただきますと、よい事業実施を今回していただいたところに対して、例えば継続して業務開拓や業務処理などを行う場合には、その経費について一部補助する仕組みを検討する必要があるということで、よい仕事をしていただいたところに対して、前向きで、かつ継続的なかわりをする事について示唆する施策の方向性が示されているのであろうと思えます。

この考え方は、私は賛成いたします。これから継続してやっていただくよい実践を広げていくためにも、今回1回限りで終わらせるのではなくて、継続していただくための経費をお出しするという方向性は、あるべき姿ではないかと思います。

3点目、このあたりは14、15ページあたりにお書きいただければという点においては、山重委員と重なるのですが、在宅就業についてのことが、私たちの今回のメインのテーマですが、在宅就業のことを考えつつ、現実起こったことは、コールセンター業務そして就業という、先を見据えるような結果になってきたのだらうと思います。これは今回、意図せざる結果で、1つの私たちにとって得られた情報なののだらうと思います。在宅就業のことをやりながら、コールセンター業務というのは比較的親和性のある就業先の1つ、しかもそれらに訓練を行う事業所と、就労先を紹介できることが一致しているという事業者を選定することによって、在宅からコールセンター業務、そして就業という形の道筋が1つ見えてきたのかと思います。

この点については、何らかの形で報告書のどこかで記述していただきたいと思います。

4点目として、これも記述が現実になされていますが、地域資源、例えば就労支援専門員との関連について、私たちは就労のことをやる際には、生活のことで就労のことを並行して考える必要があると思います。母子自立支援員と就業支援専門員の役割を、今回の事業を継続する際、もしくはこれから在宅就業支援事業を展開していく際には、地域とのつながりを大切にするような方向性を重視していただきたいと思います。

以上でございます。

【山崎座長】 いかがですか。

【周委員】 先ほどの小豆川委員のご意見について、補足意見を申し上げたいと思います。基本的に、おっしゃったポイントは、私も賛成なのですが、2点目だけ、少し補足させていただきたいのです。小豆川委員は10ページの1段落目に、当初から参加者のレベルを一定のものにするというのが、より効率的であるという書きぶりだと、一番レベルが低い人たちを排除してしまうようなイメージを与えてしまうのがよろしくないというのは、私も、そのとおりだと思います。

ただ、第1回から第4回の検討会で、みんなの結論としては費用対効果が非常に低い1つの理由としては、無選別的にパソコンを初めていじる人も入れたり、結果としては6カ月訓練を受けても、あまり就業につながらなかったり、非常に収入の低い就業になってしまうという結果になってしまうので、これは事業の当初の目的とは異なる結果を招く1つ

の要因でありますから、基本的にこの段落は削除する必要はないと思うのです。もう少し書きぶりを修正して、例えば、この事業とほかの事業をすみ分けしている、この事業は、将来は3万円とか6万円を稼ぐ程度の能力を身につけることを前提にしているので、一定のレベルを達成している者を対象にするというすみ分けをしている。パソコンを初めていじるとか、全く何のスキルもない方には、別の事業が用意されている。例えば母子家庭など、自立支援センターがいろいろ無料のパソコン講習会とか、あるいは教育訓練給付金制度とか、ほかの制度が用意されていますから、そのすみ分けとしては、この事業をやるに当たっては、一定のレベルがある方を対象にするほうがよろしいのではないかというような書きぶりにしたら無難ではないかと思います。

【山崎座長】 ありがとうございます。この点については、どの委員も指摘をされているのです。非常に矛盾するかもしれないのですが、母子家庭のお母さんたちというのは、生活上の課題を抱え、障害のある子どもを抱えたり、あるいはご自身の心の問題を抱えたりしながら、ある意味では就労したいと思いながら、なかなかそこに到達できない人が、在宅で就業というこの事業の目標であるものに、それと訓練手当がついているということで、山重委員の言葉で言えばリーチアウトされたそうです。

その方たちを、ここに到達していただくという効果については、この報告書は切り捨てていないのです。そういう方々がおられる存在について注目していらっしゃるということは、大事な側面だと思うのです。

ただ、事業の目的としては、費用対効果という問題から考えると、在宅支援の就業をどうするという問題については対象外かもしれないとなるのですが、私たちがひとり親家庭の就業支援をするときに、この問題に必ず突き当たるのです。もしかすると中学校あるいは高等学校だけというところで、子どもさんを抱え貧困の状態にある人たちが、ひとり親家庭の中に一定の割合おられて、その方たちは非常に苦しみながら生活していらっしゃる方々なのです。

この事業は、もう少し上の層といいますか、ダブルワークというのは矛盾がありますけれども、もう1つスキルアップしていただいて、全体を上げていくという人たちをターゲットにするという事業の目標があったために、もう1つのほんとうに苦しみながら、もしかしたらまだ収入もない、資格に到達できない、この人たちをどうするかという問題を、この報告書の中にきちんと注目して、この人たちにどうしていくかということを考えていかなければならないという課題を引き出したことが1つの意味があると位置づければ、書

きぶりはまた違ってくるのではないかと思います。

そこから先が母子家庭あるいは父子家庭の就労のための足取りになるのですが、ここにありますように、受ける事業者は、そこで1つだけお願いがありますが、10ページのところに24事業の実施状況では、総じて想定していたような成果を上げていない結果となったと、一刀両断に切り捨ててしまったのですけれど、このところは、きちんとできたところも一部ありましたので、一部を除いてとか、そういう事業所もあったがという書きぶりにしたほうが、ふくらみが出てくるのではないかと。そこを修正していただいたほうがいいかと思います。

そこで、どうすればよかったのかということが、この事業の評価になるわけで、そこで後半のほうに書いてくださったことと、山重委員がおっしゃってくださったことや、皆様がおっしゃったご意見になると思うのですが、継続的な支援の経費の問題もありましたし、それから入り口のつくり方の問題もありました。それから、ここだけが単体で事業をするのではなくて、当事者活動といいますか、お母さんたちがここに来て、横のネットワークができたり、それから地域のひとり親自立支援とか、あるいはハローワークとか、いろいろな関連の生活支援、就業支援のネットワークの中で、この事業が位置づけられることによって、道筋も変わってきますから、そのあたりのところは、もう少し丁寧に書く必要があるというご指摘は、そのとおりだと思うのです。

事業者の選定の仕方だけでできるか、事業者の選定と評価だけでできるかということ、事業者の中に今のようなきちんと市場開拓をしたり、事業を起こしていくときの拡大もしていけるような専門の人を配置したところは、うまくいっていると書いてありますし、組織運営とかマネジメントとか、市場調査ということができるようスキルアップ、つまり、もう1ついえば、ソーシャルビジネスのところにスキルがあるわけですから、そこをもう少し書きぶりを変えていくと、可能性が出てくるということは示していただいてもいいのかなと。そうすると、お母さんたちが自分で起業して、自分たちでこの事業をやり抜いていくときの、マラソンの伴走者がおられたらば、どこでつまづいたのか、どうすればいいのかという問題意識につながっていくと思うのです。

そうすると、在宅就業も含めて、そのあたり、今、母子世帯のお母さんたちは、できれば自分たちで立ち上げたいと思っているお母さんたちは結構いらっしゃって、そういうご相談はたびたびございますから、その力をつけていくというのは、これからの道筋としては、ありなのかなと思って、皆さんのご指摘を聞いたところなのです。

最後のところ、ここを書き加えるかどうかだと思うのですが、山重委員がおっしゃったように、マイナスタックスのこともおっしゃいました。これはイギリスなどでやっている手法です。収入が一定の水準よりも極めて低い場合に、そこにマイナスクレジットをつけてタックスを上げていくという、その部分が所得の再配分の方法としては、ほかの国で既に使っている手法ですから、今後検討してみる必要がある。社会保障の専門家の皆様方が考えるべき課題ですけれども、ただ、これを厚労省で、この委員会で、そこまで書いてしまったというのは脱線になってしまうかもしれないのですが、政策の方向性としては、既にほかの国では使っている手法ですし、実際には、ある意味ではフラットレートです。フラットレートの部分をしっかり押さえたいという手法は、社会保障のある意味では常套の手段ですし、実際に母子家庭のお母さんたちの、今現在の収入のところや就労収入のことなども、この中に入れていただいたので、読んでくださった方は、こんなに低い収入なのです、これは異常ではありませんかということに気づくような目配りもしていただいていますので、とてもよかったと思って読ませていただきました。

それから、マラソンの伴走者のような役割を持つ人を必ずつけないと、ただeラーニングだ、研修だ、就労の場所をつくるのだというだけではうまくいかない。うまくいっているのは、eラーニングをやりました、これを学びました、業者を準備しましたというだけではうまくいかないことは、この中にも書きぶりとして書かれていることなのですが、その方たちを、今度は研修なり何なりで上げていかないと、また手法がそれでいいかどうか評価もしていかないと。それをやって、このグループのこのやり方はできるけれど、このやり方はうまくいかないというのを、私たちもやってきたところなのですけれども、その辺のところ、もう少し丁寧な書きぶりがあるかもしれないというご指摘です。

すみません、私がおしゃべりして申しわけありませんが、事務局のほうに戻しますが、持ち帰るということにしますか、それとも委員長一任ということでお任せいただくという方法をとりますか。あるいは、事務局が今ここでコメントといいますか、ここは入れられるけれど、これは難しいとかいう話をされますか。これはもう、到底無理とか、これは入りますとか、何かご意見がありますか。

【山本母子家庭等自立支援推進官】 1点だけ、訓練手当のところなのですけれども、この報告書を書いているときに、当然、次どうするかをイメージしながら書いているわけなのですけれども、想定しているのは、周委員がおっしゃったように、基礎的な訓練というのは既に既存の訓練制度があるので、まずそこを使ってもらえませんか。その上で、

ある程度一定のスキル達した人は、この在宅就業の枠に乗って来てくれませんか。

ですから、13ページの(2)事業実施者の1つ目の丸の下から2行目に、必要な訓練の提供と書いておりますけれども、これは別にパソコンの最初からの使い方というわけではなくて、在宅就業を事業が発注するときに、例えばその会社だけのソフトがあったり、役所でいうとWordは使えるけれど、一太郎は使えない人の場合に、一太郎を少し学んでもらうというのがあるのですけれども、そのような訓練は当然提供してください、でもWordの一からの使い方、パソコンの立ち上げ方とか、それは少し違うのではないですかということで、そのような必要な訓練に訓練手当は要りますかねというのが、もともと我々の頭の中であって、それはまさにOJTなので、成功報酬というご意見も確かにありましたけれど、頑張れば仕事として報酬が入ってきますので、手当はどこに払う必要がありますかというところが問題意識としてあったところです。

そこが山重委員とか小豆川委員のご意見を聞いていて、どう文章を書こうかなと悩んでいるところなのですけれども、訓練の意味合いが、これまでの在宅就業の事業のときには、訓練というのは職業訓練的な訓練に手当を出さず、確かにそれは一理あるだろうと思うのですけれども、今後考えていかなければいけないのは、訓練は既存の制度を使ってもらって、そこで給付金があれば、そこを使ってもらうというところはあるのですけれども、違うほうのときには、そこまで訓練手当は出さないといけないのでしょうかと、そこが引っかかっているところがございます。

【山崎座長】 多分、在宅就業というテーマだったので、基礎的な訓練をやるところに行けない人、子どもさんがいたり、あるいは自分の体や心の都合があって行けない人は、在宅ならば行ってみようか、しかも訓練手当がつくという、一種のリーチアウトと先ほど山重委員がおっしゃった、そういう役割をここが、目的とは違ったのですけれども、果たしてしまったというのが今回の部分なので、その書きぶりをどうするかです。

それは、そちらに誘導してと言っても、そのプログラムが、地域によってはある場合もあるし、利用できない地域もあるし、そこは少しきめ細かく見ないとわからないかもしれないのですけれども、ひとり親の就労支援をやるときに、どうしても二層が出てくる可能性は、今回の事業からも読み取れたのだと思うのです。そこはどのように判断するか。

私たちがやっている事業で、スキルアップしていく事業にプラスして、子どもさんの塾の支援もやりますと広げてやったことがあったのです。そうすると、お母さんも在宅で勉強できる、子どもさんも学習支援ができると思ったら、すごくその事業が広がったとい

う記憶もあったりして、手当をつけることも目的化してしまう危険性が、一方ではないわけではないのですが、呼び水になるという点では、1つの役割を果たせるというところはあるのですが、はっきり言えば、目的外使用になってしまうのです。そこは厳しい。

でも、お母さんたちからすると、その余裕が欲しいといいますか、そうすることによって生活が膨らんでいく可能性も大いにあるので、そこのところをどう評価していただけるかがあるかもしれません。

変な言い方ですけど、寄ってたかってお母さんたちを支援しましょうというような意味合いがあったかもしれません。

【山重委員】 訓練手当の意味づけなのだと思うのですがけれども、訓練を受ける機会を提供するという事は、ひとり親の支援ではすごく大事ではないか。訓練というか、教育です。教育の機会を提供することが、ひとり親支援においてはすごく大事なポイントだと思うのです。

機会費用という言葉が経済学であるのですがけれども、訓練を受けるために、就業して得られる所得を失ってしまうわけです。そうすると、訓練自身は無料であったとしても、その訓練を受けることの機会費用が大きいがために、なかなかその訓練を受けることが難しいと感じる方がたくさんいらっしゃると思うのです。

ただ、訓練を受けたり、教育を受けたりすることは社会全体にも便益をもたらすことだと思いますので、その部分については訓練手当というものを、機会費用に相当するものを提供することで、教育の機会、訓練の機会を拡大していくと、ここでは考えたほうが、訓練手当の意味が明確になるのではないか。

それが、まさにリーチアウトすることではないかと。

【山崎座長】 就労の機会を提供する1つの呼び水と考えるということですね。

【山重委員】 そうですね。訓練に対して手当を出すというイメージで捉えるよりは、その機会を提供するために、呼び水という言葉がいいのかもしれない。そのように位置づけたらいいのではないか。

【山崎座長】 お母さんたちが、では、行ってみようかという腰が上がっていく1つの機会になるかもしれない。

【山重委員】 今のともかかわると思うのですが、なぜ今回このように費用対効果が低かったのか、ずっと考えていて、1つは訓練手当がそれなりに大きかったということが1つあると思います。今回は、かなりジェネラスなというか、寛容な訓練手当が出ていて、

特に今回は国が補助するというスキームをつくる時に必要なのだと思うのですが、4ページのように業務Aコース、業務Bコースで基礎訓練6カ月中は、手当が月額5万円出るといふ、かなり寛容な手当になっていたのだと思うのです。

これも訓練によっては短くもできますし、それから手当自身もこのようにあげなくても来てもらえるのではないかと思いますので、今後はこの補助制度ではない形、例えば自治体がやっていくということになれば、訓練時間中の時給相当額を手当として与えて、仕事をするか訓練に行くかという選択が比較的容易にできるような水準にまで落として、また訓練期間を短くするという形で、かなり抑制できる部分もあるのではないかと思います、1つ感じました。この手当の部分、もう少し工夫すれば少なくとも済むのではないかと思います、1点が1点です。

それからもう1つは、効果のところ、この訓練を受けた人たちの中に、就労した方々が結構いらっしゃいました。その人たちの効果の部分が、今回は見えていないのです。ですから費用の部分がかかっているのは、下げられるのではないかと思いますけれども、その一方で、今回は事業の対象が在宅就労ということだったので、基本的にはその部分しかカウントしていなくて、普通の就労に向かった人たちがいたにもかかわらず、その部分をカウントできていないので、結果的に費用対効果がまた小さくなってしまったということだったのではないかと理解しています。

そうだとすると、このような基礎的な訓練というのをやるときには、在宅就労支援という事業にしてしまうと、どうしても低くなってしまふので、ひとり親の就労支援という形で事業を立ち上げてもらって、適切に訓練の効果を、通常の就業の場合も含める形にすれば、もう少し効果は出てくると見えるのではないかと思いますので、そのことを考えても、在宅就業というのが多くのひとり親の人たちを引きつける要因にはなるとは思うのですけれども、ただ、事業全体としては、就業支援の中で在宅就業支援をやるという形にしたほうが、事業の費用対効果を計算する場合には、いいのではないかと感じました。

【山崎座長】 就業支援というところにフォーカスして報告書は書きますが、ただし書きのようにして、目的としてはそういう就業支援の費用対効果であったかもしれないけれども、この研修を通して、訓練を通して一般就労の中で伸びていた事例が、私たちの場合はありました。最初にマイクロソフト社と組んでやったので、そこはお母さんたちにITの壁を落としましょうということで、生活支援施設とか、在宅でDVのシェルターとか、そういうところでITにアレルギーがあったり、なかなかITをうまく使えないお母さん

たちのためのプログラムを使うことで、そこをまず落として、その壁のバリアをどけましようということで始まったのですけれども、そこは、この事業でも、もうひとつ効果にはならなかったけれども、この訓練に非常に費用がかかって、しかも長い期間をマイナスと考えるか、その人たちにリーチアウトするといえますか、呼び出す力は——この事業としてはマイナス面ではあったかもしれないけれども——あったかもしれない。

確かに私たちは、その効果を評価しています。評価機関にお願いして、それがどういうことだったか評価してもらっていますので、その可能性はあらゆるところでひとり親になったお母さんが直面する課題を、就労に結びつけたり、社会的な関係を結びつけたりするときに、ITは必須の項目ですので、そのあたりのことについては、予定外の効果はあったのではないかと思うし、これを学ぶことによって、もう1つバージョンしていった人たちにフォーカスが当たっているんで、その人たちが、こういう効果もあったという書きぶりもあるかもしれないというご指摘です。

この報告書が、効果があったか、なかったかだけではなくて、今のような、そこから学んだことを書き込んでくださっているというので、今後、厚労省がお書きになる報告書としては異例と言われるくらいに膨らませていただいて、そして学んだこともここに記述してくださっているというのが、書きぶりは厳しいのですけれども、目線は非常に幅があり、その視点もそうしたことを書き込んでくださっているところが、この報告書の特徴だと思うのです。皆さん方がおっしゃった意見もしっかり取り込んでくださった、山本さんの書きぶりなのだと思うのです。

ありがとうございました。

【山本母子家庭等自立支援推進官】 1点だけ、すみません。小豆川委員からのご指摘だった、6ページ目の(3)のところなのですけれども、2つ目の丸の、訓練期間が長ければ平均収入月額が高くなるという関係にはなかった、ここは次の丸とセットのようなくだりになっていまして、長ければ長いほど高くはならないのだけれども、最初からレベルの高い、ある程度のところだと効果があったという対比で書かせていただいていますので、そこにご留意いただければと思います。

【山崎座長】 相談支援とかキャリアカウンセラーという言葉が出てくるのですけれども、相談支援というのは、業者さんが相談支援をやるのですか、それとも外のネットワークの相談支援なのですか。そこがわかりません。

【大隈家庭福祉課長】 いろいろご意見いただきまして、それで座長にも先ほどまとめ

ていただきましたけれども、基本的に今日いただいた意見で、特に費用対効果という面で、効果を上げなかったというトーンで書きつつ、この事業から学べたこともいろいろあるということで、これから在宅就業支援も少し形を変えて続けていこうとしているので、将来につながるような前向きな感じのトーンで、全体的にいただいたご意見を反映させるような、少し文章の直しをしたいと思います。

それから、この報告書自体は、今回の事業の在宅就業支援事業にフォーカスを当てて書いていますけれども、母子家庭の母のひとり親の就業支援は、これだけでやっているわけではなくて、ほかのいろいろな取組も合わせた総体の中の一部ですので、先ほど出た意見のように、レベルが中程度以上の人を対象にするという、それに達しない人はどうなるのだという誤解を与えてもいけませんので、そういう方々に対しては、こういう支援がありますとか、少し全体的な視点も入れた感じで打ち出せるように、そこも文章を直したいと思います。全体的に、いただいたご意見を検討して、事務局のほうで直したい。

一部、手当とか、考えさせていただきたいところもありますけれども、できれば委員会としては、今回までということにして、形の上では委員長一任という形をお願いしたいのですけれども、ただ、いろいろご意見もいただいたので、事務局で修正したものにつきましては、一度委員長にご相談させていただいた上で、各委員にもお送りして、またそこでご意見があればいただいて、その上でまとめるという形で進めさせていただければありがたいと考えております。

【山崎座長】 いかがですか。今、課長のご提案は、そのようなことなので、皆様ご了解いただけますか。

では、そのようにお願いできればと思います。大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

何かご質問とかありますか。山本さん、首をかしげていますが。

【山本母子家庭等自立支援推進官】 いえ。

【山崎座長】 では、「おわりに」のところもかなり修正が入ってしまいましたし、いろいろあったと思いますが、皆様、ご意見は以上でよろしいですか。

新保委員。

【新保委員】 この報告書に書くべきことではないと思うということを前提にしてですが、この一連の事業を通じて、生活が苦しいのだなというひとり親家庭の状況について、改めてデータから感じ取る機会になりました。

就業支援の在り方として、費用対効果ということを考える、これは1つ、私たちが今回やらなければいけないこと。実は、あまり乗り気のしない仕事でもあるのですが、それと同時に、生活が苦しいという現状があるのだということは、今回からも当然、委員の皆が改めて確認したことではないかと思います。

以上です。

【山崎座長】 ありがとうございます。付帯的なことだったかもしれないのですが、この事業の中から学んだことがたくさんあったということをお書きいただくことと、それから在宅の就業という、これからの流れの中で、特にIT化していくときには、1つの手法として、子どもさんを抱えて就業していく、アメリカなどはそうですが、在宅でやっていらっしゃるお母さんたちのネットワークはすごく、子どもさんをそこにいながら、ほとんど電話会議みたいなものを間に入れながらやっている、この領域は非常に開拓されてきています。

日本は、まだそこに追いついていないので、この事業がだめだというのではなく、手法がまだ未成熟、それからマネジメントの手法や、これを使った企業の側のストックが不足している、そういうミスマッチもあったかもしれないので、この事業がだめだというわけではないことはどこかに。将来可能性はあるのだと思いますが、今回は、このような結果になったということではないかと思います。

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【度会室長補佐】 それでは皆様、ありがとうございました。先ほどもご意見がありましたように、報告書につきましては、座長のご趣旨も、また本日の意見を踏まえて修正した上で、確定させていただきますが、追って、事前に委員の皆様にも一度見ていただくという形にさせていただきたいと思います。

その上で、座長とご相談の上で公表という形にさせていただきたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

【山崎座長】 では、ほんとうに短い時間でしたけれど、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

これで閉会でよろしいですか。

【山本母子家庭等自立支援推進官】 どうもありがとうございました。

— 了 —

